



男性料理教室

参加者募集！
初心者歓迎です

料理作りに興味のあるかた、料理作りはしないけれど食べるのが好きなかた、定年後の趣味や自分自身のために、料理の腕を一緒に磨きませんか？

- 初心者のかたでも楽しく料理作りができます！
- 短時間で簡単に作れる料理を紹介します！

日時 6月9日(水)、7月2日(金)
10:00～12:00
※1日のみの参加でもOK！

内容 調理実習、食事の話など

場所 様似町保健福祉センター・きらく

対象 町内在住で概ね60歳以上の男性

定員 8名程度

持ち物 エプロン、三角巾、筆記用具

参加料 1回300円

メニュー(予定)

6月9日「春の和定食メニュー」
・スナップえんどうと牛肉のすき煮
・タコと豆苗の生姜醤油だれ
・大根と梅おかかか ほか

7月2日「夏野菜で簡単パエリア」
・簡単フライパンパエリア
・レタスと卵の中華風スープ
・キャベツとハムのサラダ ほか

*当日は調理実習を行い、作った料理はお持ち帰りいただきます。

●問い合わせ／保健福祉課保健推進係

介護保険制度の改正について

介護保険制度を持続可能なものにするため、介護保険制度が改正されました。おもな改正は次のとおりです。

介護報酬の改定

介護報酬の単価が全体として平均0.70%引き上げとなりました。

関連して各種の加算(減算)の見直しが行われています。

○科学的なデータ活用による加算の新設
など

高額介護サービス費の見直し

負担能力に応じた負担とする観点から、課税所得380万円以上のかたの負担上限額が変わります。

施設利用時の食費居住費の補足給付の見直し

食費居住費の「負担限度額」について、在宅で介護を受けるかたとの公平性の観点から、負担能力に応じた負担となるよう、所得段階の区分が追加されます。また、助成の要件となる預貯金などの基準が変わります。(令和3年8月1日以降の認定から)

⇒対象となる施設利用者(の家族)には、詳細をご案内します。

上記のほか、感染症や災害発生時の業務継続計画(BCP)の策定、認知症への対応力向上に向けた取り組みの推進、虐待防止のための従事者への研修実施などを介護保険事業者や市町村に求める改正がありました。(経過措置期間あり)

●問い合わせ／保健福祉課介護保険係

5～6月 きらく事業カレンダー

事業名	月日・曜日	時間	場所
離乳食講習会	5月14日(金)	13:30～15:30	保健福祉センター
おたっしゃ教室	5月17日(月)	10:00～11:00	保健福祉センター
幼児健康診査	5月18日(火)	13:00～15:00	保健福祉センター
5歳児健康診査	5月19日(水)	9:00～11:00	保健福祉センター
むし歯予防教室	5月25日(火)	9:00～10:00	保健福祉センター
おたっしゃ教室	5月31日(月)	10:00～11:00	保健福祉センター
献血	6月3日(木)	10:00～16:30	中央公民館
マタニティサークル	6月4日(金)	13:30～15:00	保健福祉センター
乳児健康診査	6月8日(火)	13:00～15:00	保健福祉センター
男性料理教室	6月9日(水)	10:00～12:00	保健福祉センター
BCG・四種混合予防接種	6月10日(木)	13:30～15:00	三和医院

肺炎に気をつけましょう！

～肺炎で亡くなるかたのほとんどが
65歳以上の高齢者です～

高齢者の肺炎の特徴

- ・症状が乏しいので発見が遅れがちに
- ・持病やインフルエンザとの合併を起こしやすい
- ・飲み込む機能の低下がまねく誤嚥性肺炎

肺炎を予防するために

- ・予防接種を受ける
- ・生活習慣の見直しでからだの抵抗力を上げる
- ・口の中を清潔に保ち、飲み込む機能の低下を防ぐ

肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部を助成しています

対象	65歳以上のかた
助成額	4,500円 ※接種料金は医療機関により異なりますが、概ね8,000円前後
医療機関	三和医院、浦河赤十字病院、藤井内科医院、勤医協浦河診療所、エマオ診療所

※生活保護世帯・町民税非課税世帯のかたは、町で全額助成しますので、助成額を差し引いた金額をいったん支払い、「領収書」と「印鑑」、お金を振り込む「口座番号」が確認できるものを持参のうえ、保健福祉センターの窓口で申請してください。

●問い合わせ／保健福祉課保健推進係

◎保健福祉センター◎

きらく

●お問い合わせは保健福祉課へ
(TEL 36-5511)



様似よいとこ体操

日本脳炎ワクチンの供給量の不足について

委託契約病院(浦河赤十字病院、勤医協浦河診療所)でワクチンの確保が難しくなっているため、以下に該当し接種を希望されるかたは、下記の問い合わせ先までご相談ください。

平成20年4月2日から平成21年4月1日生まれで、今年度13歳になるかた

上記に該当せず接種を希望するかたは、来年1月頃に供給が再開される予定ですので、それまでお待ちください。

※3月の広報さまにお知らせ版に掲載した内容と状況が異なっておりますので、ご注意ください。



●問い合わせ／
保健福祉課母子保健係

「様似町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」の概要をお知らせします

様似町ホームページに計画全文を掲載いたしますので、詳しくはそちらをご覧ください。また、保健福祉センターに冊子を置いてあります。

第1章 計画策定にあたって

今後、65歳以上の高齢者数はピークを迎えますが、介護ニーズの高い75歳以上の「後期高齢者」は増加するため、要介護認定者や認知症高齢者は減少とはならないことが予想されます。支え手となる世代が減少する中、地域の資源を活用した効果的な仕組みづくりが必要となります。

本計画は、3年ごとの作成が義務付けられています。

第2章 高齢者の現状と将来推計

様似町の人口は減少が続き令和3年3月末現在で4,106人です。高齢化率は42.5%と全道平均よりも高くなっています。要介護認定者数は337人でここ数年は横ばいです。

人口推計では、今後さらに高齢化率は上昇する見込みです。

ここ数年で、地域での介護予防活動の取り組みが増えていましたが、昨年度は新型コロナウイルス感染症予防のため活動が減っています。

第3章 計画の基本的な考え方と体系

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らすことができる地域社会を目指して、以下(第4章～第6章)の取り組みを推進していきます。

災害や感染症対策、認知症施策の推進、介護人材確保に重点を置きます。

第4章 高齢者の社会参加と生活支援

高齢者が趣味活動やボランティア活動など地域でさまざまな活動を行うことが、高齢者の生きがいづくりや介護予防につながり、介護保険制度を補う「地域づくり」につながりますので、こうした活動を奨励し支援します。

第5章 地域包括支援体制の充実

在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、介護関係者による地域ケア会議の充実、生活支援体制の整備、高齢者の権利擁護などに取り組みます。

認知症施策の推進では、認知症になっても自分らしく暮らすことのできる地域社会を目指し、本人や家族の視点を重視した施策を推進します。

生活支援体制の整備では、生活支援ボランティアの活動を奨励していきます。

第6章 介護保険サービスの充実と適正な運営

介護サービスの基盤整備については事業者と協議をしていきます。

働き手世代の減少から、今後ますます介護人材の不足が予想されますので、人材確保と資質向上の取り組みが重要となります。

人口推計や認定者推計を基にして、第8期の各サービスの見込量を推計し、第8期の介護保険料を算出しています。(詳細は、右ページおよび広報さまに4月号をご覧ください。)

資料編

各サービスごとの給付費の推移や保険料推計の詳細を掲載しています。

また、介護保険制度の説明を掲載しています。

※制度については、パンフレットを作成して保健福祉センターのカウンターに置き、相談の際などに配布をしています。

介護保険についてのお知らせ

◎問い合わせ/
保健福祉課介護保険係 (TEL: 36-5511)

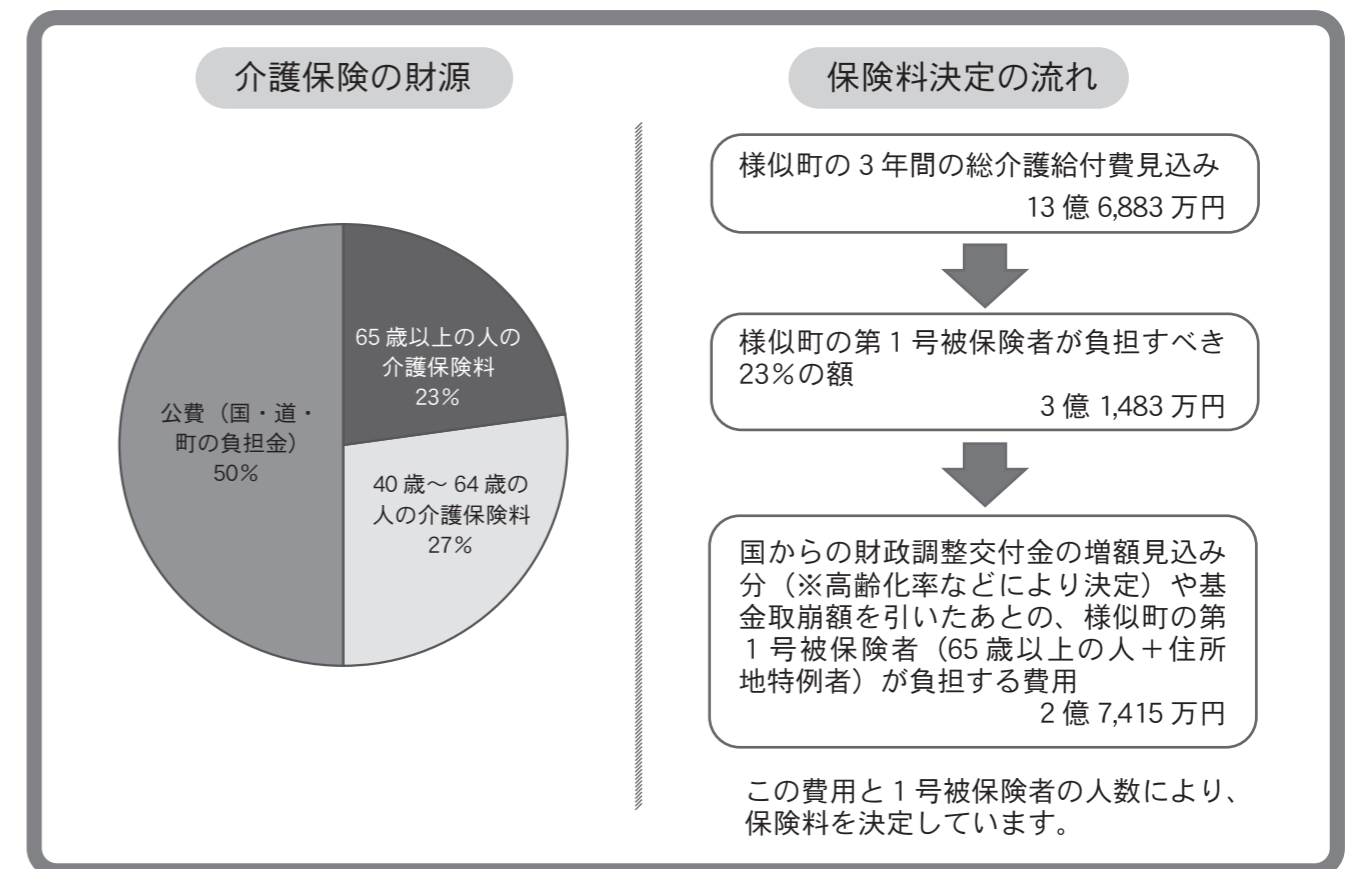
令和3年度～5年度(第8期)の介護保険料基準額は、月額4,600円、年額55,200円(第7期と同額)となりました

介護保険は、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるために創設された保険制度で、所得に応じた保険料額や負担割合となっています。3年ごとに介護保険事業計画を策定し、介護サービスの必要量を想定、3年間の介護給付費の必要額を計算し、その上で保険料を決定しています。保険料負担について、皆さまのご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

介護保険の財源の割合は、公費が50%、第1号被保険者(65歳以上の人+住所地特例者)の負担割合は23%、第2号被保険者(40歳～64歳の人)の負担割合は27%と国で決められています。

保険料決定の際には、準備基金(過去の収支残を積み立てたもの)から取り崩しを行い、保険料の上昇幅を抑えています。

※月額4,734円のところを4,600円(第7期と同額)にしています。



所得段階区分について

所得に合わせて、第1段階から第9段階までに分けられて保険料が設定されています。(広報4月号に第8期の保険料額の表を掲載しています。前年の所得が確定してから7月に保険料の通知をいたします。)

低所得者の負担軽減について

所得が低い第1～第3段階の人の保険料は、国の施策によりさらに軽減されています。

